

大和郡山市告示第110号
令和3年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

大和郡山市長 上田 清

1. 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
西田中町地内
3. 縦覧場所
大和郡山市都市建設部都市計画課内